

茨城県立下妻第一高等学校為桜同窓会会則

昭和 5 2 年 7 月 改定
昭和 5 7 年 8 月 改定
昭和 5 8 年 8 月 改定
昭和 6 0 年 8 月 改定
平成 2 年 8 月 改定
平成 5 年 8 月 改定
平成 6 年 8 月 改定
平成 1 1 年 8 月 改定
令和 2 年 8 月 改定

- 第 1 条 本会は茨城県立下妻第一高等学校為桜同窓会と称し、事務所を茨城県立下妻第一高等学校内に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に資するを以て目的とする。
- 第 3 条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 同窓会誌の発行（会員名簿を含む）
 - 2 学術文化の研究
 - 3 母校に対する後援
 - 4 その他必要と認めた事項
- 第 4 条 本会は次の会員を以て組織する。
- 1 普通会員 茨城県立下妻中学校及び茨城県立下妻第一高等学校卒業生及び同校に在籍した者で幹事会の推薦による者
 - 2 賛助会員 本校の趣旨に賛助した者
 - 3 名誉会員 母校の教職員及び教職員であった者
- 第 5 条 支部は都道府県及び市町村を統合、分割して設けることができる。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|------------|-----|----------|
| 名誉会長及び顧問 | 会長 | 1 名 |
| 副会長 | 若干名 | 監事 3 名以内 |
| 支部長（支部と同数） | 幹事 | 若干名 |
- 第 7 条 役員の任務、選出の方法、任期を次の通り定める。
- 1 名誉会長は茨城県立下妻第一高等学校長及び前会長を推戴する。
 - 2 顧問は総会において推挙する。
 - 3 会長は役員会において推挙して総会の承認を受けるものとする。
 - 4 副会長は会長の推薦により総会の承認を受けるものとする。
 - 5 監事は総会において選出する。
 - 6 支部長は支部において選出した者とする。
 - 7 幹事は会長がこれを委嘱する。
校内 6 名 うち 1 名は会計幹事とする。
校外幹事は 3 0 名以内とする。
 - 8 役員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。
 - 9 会長は会務を統理し、各会議を招集し、その議長となる。
 - 10 副会長は会長を補佐し。会長事故ある場合はこれを代理する。
 - 11 支部長、幹事は会務を処理し、監事は会計を監査する。
 - 12 役員会において審議する事項は次の通り。
(1) 予算決算に関すること
(2) 総会に付する議案に関すること。
(3) 本会会則の細則制定に関すること。
(4) その他会務執行上重要な事項
- 第 8 条 会長は各年度の卒業生の推薦に依り、評議員を委嘱することができるものとする。
- 第 9 条 総会は毎年 8 月に行い、予算決算の議決、会則の変更、役員の承認、事業の審議を行う。役員会は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 第 10 条 会員は入会金として金 5,000 円を納入し、会費として金 1,500 円（本部会費 1,000 円、支部会費 500 円）を納入するものとする。（但し、支部会費の金額については、支部の決定に基づき、500 円以上とすることを妨げない。）
- 第 11 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 第 12 条 本会の経費は入会金、会費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。
- 第 13 条 本会則は昭和 52 年 7 月 13 日より実施する。

現在の支部組織状況（34 支部）

下妻、上妻、騰波ノ江、大宝、千代川、高道祖、総上、豊加美、中結城、安静、下結城、西豊田、川西、石下、水海道、明野、下館、関城、結城、坂東、作岡、田水山、菅間、北条、田井、筑波、大穂、真壁、古河、総和、水戸、土浦、在京、豊里